

公金亡失事案について

1 経緯

令和 4 年 3 月 9 日、税務部債権管理課窓口において、市民から納付された収納金 1,391,817 円のうち、10 万円が亡失する事案が発生した。

亡失事案発生日は、1,166,400 円の高額収納 1 件を含め 8 件の収納があった。7 件は、釣銭機能付レジで保管し、高額収納 1 件については、釣銭機能付レジで対応できないため、職員 2 名が納付者の面前で金額確認を行い、手提げ金庫に入れ債権管理課執務室内のロッカーに保管したが、手提げ金庫、ロッカーの施錠はしていなかった。

亡失事案確認後、執務室内を探索するとともに、関係職員の聞き取りや職員の所持品検査を行ったが、発見に至らなかった。

また、盗難の可能性も否定できないことから、加古川警察署に相談のうえ、被害届を 3 月 11 日に提出した。

亡失した収納金は補填処理され、市に 10 万円の損害を与えた。

2 賠償責任について

職員の賠償責任については、市監査委員による監査の結果を受け、令和 4 年 6 月 15 日、市長から出納員である職員に対して、10 万円と遅延利息 797 円の賠償が命じられ、即日、納付された。

出納員である債権管理課長に、課員に対する公金取り扱いにおける指導不足、保管に係る不十分な管理体制の放置等の過失があり、法令等に定められた出納員としての役割を適正に果たしていなかったとして、賠償責任があると判断された。

3 再発防止策

- ・紙幣の枚数が多い場合には、計数機により確認し、監督職以上の者に連絡する。
- ・釣銭機能付レジの現金投入を職員から納付者へ変更し、収納時の計数誤りのリスクを減らす。
- ・手提げ金庫と保管ロッカーの施錠を徹底する。
- ・公金等取扱基本マニュアルの遵守と、研修を定期的実施する。